

廃棄物の適正処理のために

廃棄物処理には、ルールがあります

廃棄物の適正処理は、住みよい生活環境を維持し、持続的発展が可能な経済社会を築くために不可欠です。

現在、廃棄物の不適正処理による環境汚染、不法投棄の増加などの問題がいたるところで発生しています。

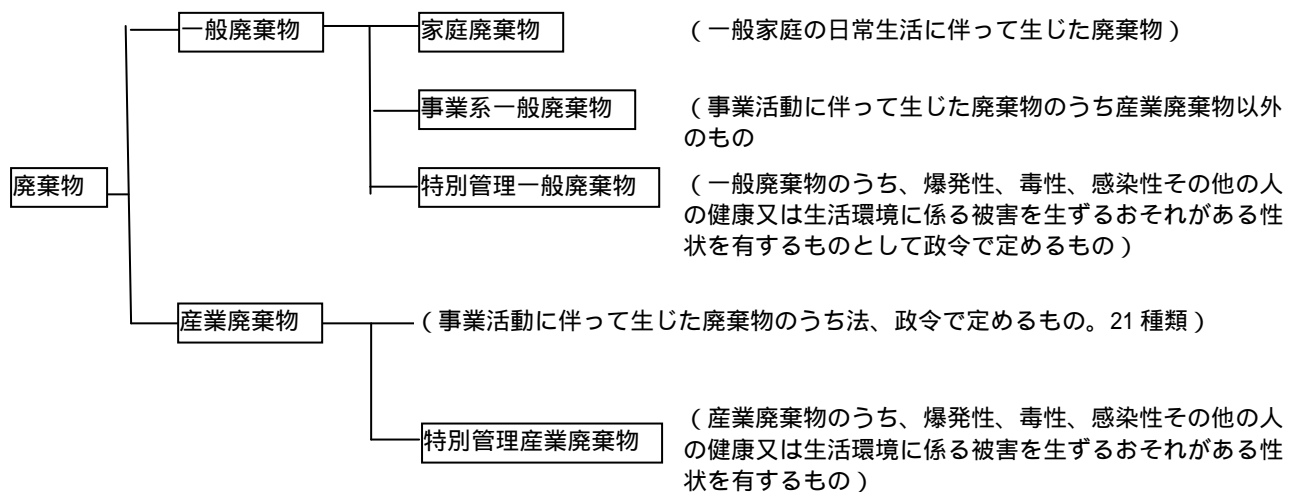
このため、廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が定められています。

廃棄物とは

廃棄物とは、人間の活動に伴って発生するもので、占有者が自ら利用したり他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいいます。

廃棄物の分類は

廃棄物には、大きく分けて『一般廃棄物』と『産業廃棄物』があります。『産業廃棄物』は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定める 21 種類をいい、それ以外の廃棄物が『一般廃棄物』とされています。



産業廃棄物の種類

あらゆる事業活動に伴うもの	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	ゴムくず	金属くず
	ガラスくず及び陶磁器くず			鉱さい	がれき類	ばいじん	産業廃棄物処理物	輸入された廃棄物
特定の事業活動に伴うもの	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	動物ふん尿		動物死体

一般廃棄物の処理

『一般廃棄物』は、原則として、市町村が処理について責任を持ちます。
処分する際の分別のしかた、収集方法など、詳細は各市町村にお問合せ下さい。

- 一般廃棄物の収集・運搬、処理を行うときは、市町村長の許可または市町村の委託が必要です。所在市町村に相談してください。
- 一般廃棄物の処理施設を設置するときは、都道府県知事または政令市の市長の許可が必要です。最寄の地方事務所環境課、長野県生活環境部廃棄物対策課に相談してください。（長野市内に設置する場合は、長野市環境部廃棄物対策課に相談してください。）

産業廃棄物の処理

『産業廃棄物』は排出事業者が自ら処理することが原則です。

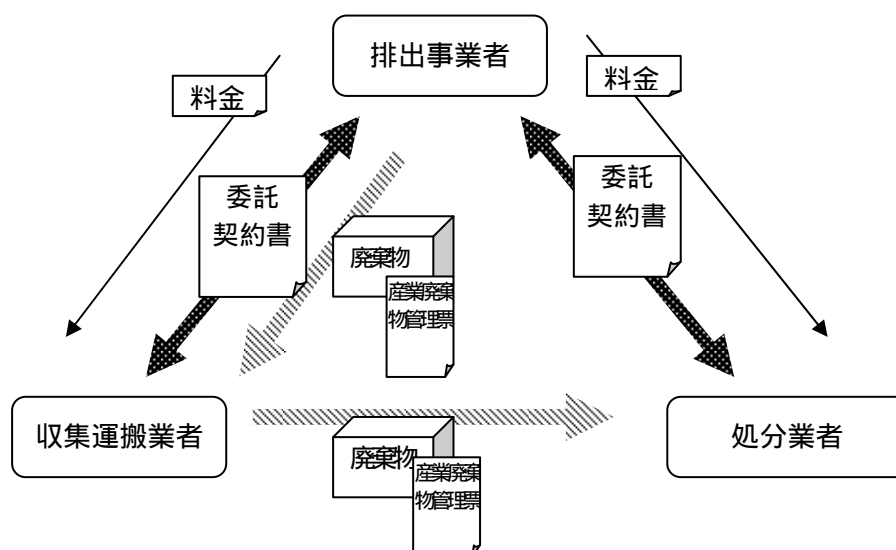
(1) 排出事業者責任の原則について

産業廃棄物を自ら処理するほかに、産業廃棄物処理業者に委託して処理することができますが、いずれの場合も、産業廃棄物の最終処分（埋立処分又は再生をいいます。）まで排出事業者が責任を持たなければいけません。

(2) 産業廃棄物の処理委託について

産業廃棄物の処理（収集運搬、中間処理、最終処分をいいます。）を委託しようとするときは、その産業廃棄物の処理について県知事（指定市の市長）の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託しなければいけません。

産業廃棄物の処理を委託する際には、収集運搬業者と処分業者のそれぞれと書面による契約を結ぶ必要があります。委託契約書には、次の書面の添付及び記載事項の記載が必要です。



(3) 産業廃棄物管理票の使用について

排出事業者は、産業廃棄物の処理を委託するときは、廃棄物の引渡しと同時に、産業廃棄物管理票を産業廃棄物処理業者に交付しなければいけません。

産業廃棄物管理票は、産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付します。

産業廃棄物管理票の運搬受託者、処分受託者の欄には、事前に委託契約を締結してある産業廃棄物処理業者の名称を記入します。

記入のしかたは、産業廃棄物管理票購入の際に添付されている記載要領を見てください。

排出事業者は、処理業者から産業廃棄物管理票の送付を受けたときは、運搬又は処分若しくは最終処分が終了したことをそれにより確認し、5年間保存しなければいけません。

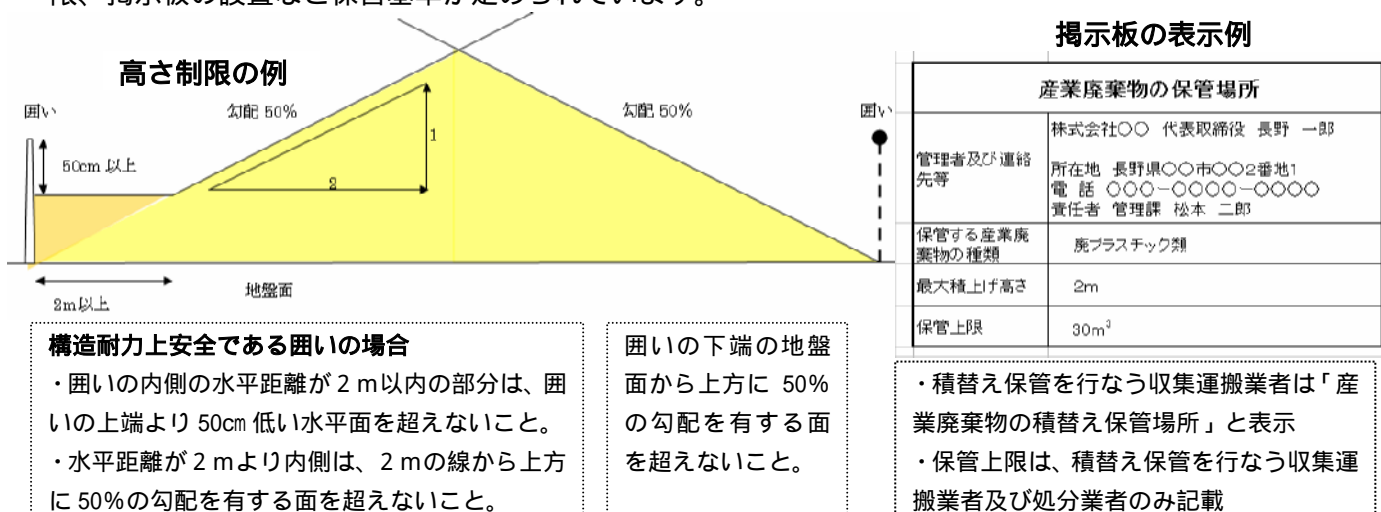
(4) 産業廃棄物を運搬する場合には

産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること、悪臭、騒音、振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じることが必要です。

産業廃棄物を収集運搬する際には、車両に、表示及び書面の備え付けが必要です。

(5) 産業廃棄物の保管について

産業廃棄物の保管には、飛散、流出等の防止措置をとること、囲いを設けること、積み上げ高さ制限、掲示板の設置など保管基準が定められています。



(6) 不適正処理を防ぐために

排出事業者は、委託基準やマニフェストに関する義務を遵守するとともに、産業廃棄物の処理を委託するときは、廃棄物処理業者の選択は慎重に行なう、適正処理に必要な料金の負担をするなど、配慮が必要です。

廃棄物の焼却について

焼却設備を用いず廃棄物を焼却処分することは禁止されています。

焼却処理する場合には焼却施設が必要です。一定規模以上の焼却施設は廃棄物処理法、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法による手続きが必要となります。

ドラム缶等を使用した焼却は、違法です。

(罰則：5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科。法人は更に1億円以下の罰金)

廃棄物処理法の許可について

廃棄物の収集運搬、処理を行うときは、許可等が必要です。
一定規模以上の廃棄物の処理施設を設けるときは、許可が必要です。

(1) 許可の種類

業・施設の別	許可の種類	許可権限者
営業	一般廃棄物収集運搬業	市町村長
	一般廃棄物処分業	市町村長
	産業廃棄物収集運搬業	都道府県知事又は政令市長
	産業廃棄物処分業	都道府県知事又は政令市長
	特別管理産業廃棄物収集運搬業	都道府県知事又は政令市長
	特別管理産業廃棄物処分業	都道府県知事又は政令市長
施設設置	一般廃棄物処理施設	都道府県知事又は政令市長
	産業廃棄物処理施設	都道府県知事又は政令市長

(2) 許可取得のルール

- 一般廃棄物、産業廃棄物の別で、別個に許可が必要
- 収集運搬と処分とは別個に許可が必要
- 許可権限者ごとに別個に許可が必要
- 産業廃棄物は、産業廃棄物の種類ごとに許可が必要

(3) 許可が必要な廃棄物処理施設（主なもの）

一般廃棄物処理施設

- ア ごみ処理施設（5 t / 日以上。焼却施設は 200kg / 時以上または火格子面積 2 m² 以上のもの）
- イ 最終処分場

産業廃棄物処理施設（主なもの）

施設の種類の別	許可が必要な規模・能力
焼却施設 汚泥	5 m ³ / 日を超えるもの。200kg / 時以上のもの。火格子面積 2 m ² 以上のもの
" 廃油	1 m ³ / 日を超えるもの。200kg / 時以上のもの。火格子面積 2 m ² 以上のもの
" 廃プラ	100kg / 日以上のもの。火格子面積 2 m ² 以上のもの
" その他	200kg / 時以上のもの。火格子面積 2 m ² 以上のもの
破碎施設	5 t / 日を超えるもの
最終処分場	すべて

この「廃棄物の適正処理のために」は、廃棄物を処理する上で最低限理解していただきたいことを、簡単にまとめたものです。廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法や施行令、規則等により基準が細かく定められています。これらの基準を守らずに、不適正に廃棄物を処理すると、懲役刑や罰金刑などの処罰を受ける場合があります。

産業廃棄物の処理について不明な点がございましたら、最寄りの地方事務所環境課又は長野県生活環境部廃棄物対策課・廃棄物監視指導課へお問い合わせください。（ただしお問い合わせについては日本語での対応となります。）

(電話番号) 佐久地方事務所	0267-63-3166	上小地方事務所	0268-25-7134
諏訪地方事務所	0266-57-2952	上伊那地方事務所	0265-76-6817
下伊那地方事務所	0265-53-0434	木曾地方事務所	0264-25-2234
松本地方事務所	0263-40-1956	北安曇地方事務所	0261-23-6563
長野地方事務所	026-234-9590	北信地方事務所	0269-23-0202
県庁廃棄物対策課	026-235-7187	県庁廃棄物監視指導課	026-235-7203